

臭化メチルの解釈について

輸入注意事項 7 第 5 号(7.2.15)

平成7年2月15日付け通商産業省告示第81号(輸入公表の一部を改正する告示)により、輸入割当制及び事前確認制となりましたオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書 E に掲げる物質(臭化メチル)の解釈については、以下のとおりとします。

1 輸入公表に定める臭化メチルは、次の表のとおりです。

物質名	化学式
臭化メチル	CH ₃ Br

2 輸入規制の対象となる物質は、上記1の表の臭化メチル及び当該物質を含む混合物が対象となります。

3 事前確認制の対象となる物質は、輸入規制の対象となる上記2の物質であって、当該物質が貨物の輸出入に際して行う検疫に用いられるものに限り、具体的に対象となるのは、次のとおりです。

- (1) 貨物の輸入に際して、病虫害(病菌を含む。)の侵入、定着又はまん延を防止するための公的防除を確保するための措置に用いられる場合。
- (2) 輸入国の植物検疫又は衛生上の要求を満たすために、輸出の直前又は輸出に関して適用される処理として用いられる場合。